

○ 総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
「一～七の二 略」	(1) 占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇 kHzの無線設備については、アカラウの場合に判定を行う。なお、空中線電力の低下分を空中線の利得で補うもの以外の場合にあっては、最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を受信電力に加えることができる。 ア 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキヤリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用的するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連續する二フレーム以上にわたり（二）六八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合

二 「同上」

改正後

改正前

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
「一～七の二 同上」	(1) 「同上」 ア 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキヤリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用的するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（二）六八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合

イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキヤリアセンスを行うも

のにあつては、その電波を発射するためには、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、ワットを○デシベルとする。(一) 六二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下である場合

(2) ウ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が(一)七五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の場合

占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzの無線設備については、アからウの場合に判定を行う。なお、空中線電力の低下分を空中線の利得で補うもの以外の場合にあつては、最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を受信電力に加えることができる。

ア 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(子機のキャリアセンスを代行するものに限る。)にあつては、その電波を発射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、ワットを○デシベル(一ミ

(2) ウ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(子機のキャリアセンスを代行するものに限る。)にあつては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、ワットを○デシベルとする。(一) 六二デシベル(一ミ

のにあつては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、ワットを○デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下である場合

リワットを○デシベルとする。
）以下である場合

上にわたり（一）六四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それがキヤリアンスを行なうものにあつては、その電波を発射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（二）五六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

ル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

ウ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（二）八二デシベル（一ミリワットを○デシベルとす。）以下の場合

ル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

四 一の筐体に收めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超える六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、時分割多元接続広帯域、デジタルコードレス電話の無線設備（時分割・直交分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメータ用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下）であつて、次の条件を満たすものであつて、次の条件を満たすもの

〔一・二 略〕

〔八・十一 略〕

四 一の筐体に收めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超える六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメータ用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、次の条件を満たすもの

〔一・二 同上〕

〔八・十一 同上〕

ウ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（二）八二デシベル（一ミリワットを○デシベルとす。）以下の場合

ル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

上にわたり（一）六四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

ル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合

〔2
・
3
略〕

備考　表中の「」の記載は注記である。

〔2
・
3
同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。